

# 広島県教育委員会会議録

令和 7 年 1 月 1 0 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年1月10日（金） 13：00開会

13：19閉会

## 1 出席者

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 教 育 長 | 篠 田   | 智 志   |
| 委 員   | 細 川   | 喜 一 郎 |
|       | 中 村   | 一 朗   |
|       | 志 々 田 | ま な み |
|       | 菅 田   | 雅 夫   |
|       | 小 田 原 | 希 美   |

## 2 出席職員

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 教 育 次 長              | 池 田 克 輝   |
| 学びの変革推進部長（兼）教育センター所長 | 阿 部 由 貴 子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与  | 重 森 栄 理   |
| 理 事                  | 榊 原 恒 雄   |
| 総 務 課 長              | 糸 崎 誠 二   |
| 秘 書 広 報 室 長          | 竹 森 潤 一   |
| 教 職 員 課 長            | 藤 井 典 之   |

## 3 欠席職員

|         |       |
|---------|-------|
| 管 理 部 長 | 江 原 透 |
|---------|-------|

## 教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

|                                                | 頁 |
|------------------------------------------------|---|
| 日程第 1 会議録署名者について                               | 1 |
| 日程第 2 第 1 号 議 案 附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定<br>について | 1 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び菅田委員を御指名したいと思いますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますのですが、いかがいたしましょうか。

( な し )

篠田教育長： それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

#### 第1号議案 附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について

篠田教育長： それでは、第1号議案、附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について、藤井教職員課長、説明をお願いします。

藤井教職員課長： よろしく申し上げます。

第1号議案、附属機関の設置及び広島県教育委員会規則の制定について御説明いたします。

##### 1 提案の趣旨を御覧ください。

教育職員免許状の授与に関することですが、令和4年度に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、免許状の授与権者である各都道府県教育委員会に教育職員免許状再授与審査会を置くこと、また、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者に対し、再び免許状を授与するに当たり、あらかじめこの審査会の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

対象者は、法施行日である令和4年4月1日以降において、児童生徒性暴力等を行い、特定免許状失効者等となった者であり、また、免許状が失効等となった者が免許状の再授与を受けるまでの欠格期間が3年間となっていることから、令和7年度から対象者からの再授与申請が行われる可能性が生じます。

このため、対象者への再授与の適否について意見を伺う附属機関として、広島県教育職員免許状再授与審査会を新たに設置するとともに、その組織及び運営に関して必要な事項を定める広島県教育委員会規則を制定しようとするものです。

次に、2 広島県教育職員免許状再授与審査会の概要を御覧ください。

審査会の組織及び運営に関してでございますが、2ページ目の(3)組織及び運営の記載の表において、中ほどの省令の列に丸を付している項目が教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則により既に定められている項目、県規則の列に丸を付している項目が、このたびの規則の制定により定める項目となっております。

省令では、委員の任期、会の定足数、議決方法などが定めております。議決方法については、出席委員の過半数で議決、ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全会一致によるものとされております。

制定する規則におきましては、児童生徒性暴力等の防止等に関する国の基本指針や他の附属機関の組織・運営状況等を参考に省令に定めのない委員の数、委員の構成、委員の除斥などを定めることとし、委員の数では5人以内、委員の構成では、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する医療、心理、福祉、法律の専門家等及びその他教育委員会が適当と認める者で委員を構成することとしております。

なお、委員につきましては、現在選定作業を進めており、3月の教育委員会会議で選任していただく予定としております。

次に、4 附属機関の設置日及び教育委員会規則の施行期日を御覧ください。

設置日及び施行期日につきましては、令和7年度から対象者からの再授与申請が行われる可能性が生じることから、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

- 志々田委員： まず、これをどなたにお引き受けいただくのかということがとても難しい問題ですし、選定についてはやはり最大限の配慮が必要だと思ふんですけれども、よくこういところ、いろんな委員会で、当事者に当たる方たちの意見を聞きましょうというのが最近の考え方だと思いますが、当事者となると、もちろん一度失効した人ではないはずだと思うので、例えば教育委員会の中で採用に当たる側の皆さんや、今、医療と心理と福祉と法律ですけど、例えば労務や公務員、行政など、やはり公の職員として採用することができるかどうかということをいろいろなケースを知っておられる方に入ってもらった方がいいのかなと思います。5人なので、医療、心理、福祉、法律の4つ今指標が出ているので、これ以外の分野の人を入れるようなことを検討されていたりするのでしょうか。
- 藤井教職員課長： まず、委員の選定につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように医療、心理、福祉、法律の4分野を上げております。それ以外につきましても、これから人選の中で検討してまいりたいと思っております。人選につきましては、文部科学省から専門家の候補となるもののリストが提供されておりますので、リストを参考に来年度に向けて候補者を選定してまいりたいと思っております。
- また、議事に加わることができない利害関係者ということでございますけれども、具体的には当該児童生徒性暴力等の事案の加害者もしくは被害者、代理人、親族ということで想定しております。
- 中村委員： 採用とは違うので教えていただきたいんですけど、児童生徒性暴力等を行って免許状が失効になって、欠格期間まであった人から、また免許状の申請があつてからの話ですよ。その場合に、申請があり、免許状を授与するかどうかかわけですが、申請がたくさんあるわけですよ。基本的には、要件を満たしていれば授与されるということが前提なんですか。
- 藤井教職員課長： これまでの免許法のたてりでいうと、失効期間3年を過ぎれば、特に審査もなく、申請を基に授与してくるというふうにしてまいりました。ただ、採用任用とは別の話で、免許は渡すけども、実際に教壇に立ってもらわなければならないのは、任命権者がしっかりその人を見て判断するというをやっております。
- このたびの規則制定におきましては、その授与の段階で本当に授与していいものかというものを審査するというので、改めてその審査会を設けるということでございます。
- 中村委員： 個人的には採用はあり得ないと思うのですが、本県は、形式的には申請があれば、これまででいえば、当然に免許状を授与したケースにおいて、あえて免許状の授与すら認めないということがあり得るということになるという理解で合っていますか。
- 藤井教職員課長： 委員のおっしゃるとおりで、そういう認識でございます。
- 中村委員： ということは、ここでこの審査会で否決というのか、授与しないという決定をするということは、かなり重い判断になるということなんですね。
- 藤井教職員課長： そうです。
- 中村委員： 分かりました、ありがとうございます。
- 志々田委員： 例えば、懲戒免職した場合も教員免許は失効されますでしょうか。
- 藤井教職員課長： はい。
- 志々田委員： そういう方たちが再審査を受けたいといって、今までも免許を申請してくる数は、年間どれぐらいあったのでしょうか。
- 藤井教職員課長： これまでの失効又は取上げ状況ですけども、過去3年間振り返りますと、令和4年度で6名、5年度で6名、今年度5名の免許状が失効又は取上げとなっております。そして、過去、そうですね、検索できるところまでいきますと、広島県では、先ほど申しました3年間を含めて全部で77名の免許を失効又は取上げとなったことになります。その77名のうち、広島県が再授与を行ったのは5名でございます。ただ、この5名につきましては、先ほども申しましたように広島県での勤務は行っていないという状況でございます。
- 志々田委員： はい、分かりました、ありがとうございます。
- 中村委員： 77名中、申請は何名だったのですか。77名の申請のうち再授与が5名ですか。
- 藤井教職員課長： 77名のうち、再申請があつたのは5名で、欠格期間3年を過ぎていますので、免許は授与しています。
- 菅田委員： 今後、審査会ができて、再申請し、授与できないと判断された場合、再度、申請はできるのですか。
- 藤井教職員課長： 申請することは可能ですが、審査会の審議の中で、かつて授与できないと判断されたという経緯も踏まえながらの審査になるということです。

菅 田 委 員： 分かりました。

中 村 委 員： これまでの不祥事等々の累積のことも考えれば、免許状を授与していいのでしょうかというのが率直な感想だと思うのですが、やはり国の方針に従ってこういう手続をせざるを得ないということなのですか。

菅 田 委 員： これは再授与をさせないための委員会というわけではないのですか。

藤井教職員課長： まず、この審査会ですけれども、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職になった教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならないというのが基本的な考え方です。その上で、再授与を希望する申請者ごとに、失効や取り上げるに至った具体的な経緯や刑罰等を判断し、その後の治療歴であるとか、そういったものを加味して個別具体的に検討するという機会を設けるというものでございます。

中 村 委 員： この審査会がもしないままであるならば、それでも授与を認めないというのはあり得るのですか。

藤井教職員課長： これまでの体制ですと、授与を認めないということはなかったもので、欠格期間3年を過ぎれば授与してまいりました。

小田原委員： この再授与をされた方で、先ほどは広島では採用していないという話だったのですが、結局再授与された人たちはどうなっていくのですか。その後、どこでどう働いてるのか気になりました。

藤井教職員課長： それぞれ申請者の状況というのは、そこまで追いかけていないので分からないんですけれども、免許状を復活させるだけで別の職業に就いてる方もおられるかもしれませんし、改めて教壇に立とうと思った場合、全国的にも失効者の管理システムが国にあり、名前と生年月日を入力すると、かつて失効した者は名前が出てくるというふうにチェックがかかるようになっております。

小田原委員： ありがとうございます。

細 川 委 員： 先ほど菅田委員がおっしゃったように、3年の欠格期間がここで過ぎるので、こういう規則をつくっておかないと、また授与せざるを得ないというのを避けたいということと、仮に申請が出て、断定してはいけませんが、授与が認められるということも考えにくいと思ってよろしいのでしょうか。

藤井教職員課長： この審査会においても、出席委員から全員の意見を聞いた上で、原則として出席委員の全会一致ということでもって決定していくので、難しいというふうに思います。

再授与を行う場合として、治療や更生の程度、社会的活動の状況や被害者との関係性を含む反省の程度を総合的に考慮して、再び児童生徒を性暴力等行わないことの高度の蓋然性があり、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることが証明があった場合に限られる。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められれば、基本的には再授与は行わないというのが指針の中で示されている基準となっております。

篠田教育長： 極めてハードルは高いと思います。

志々田委員： 今お話を聞くと、やはり本当はそういう失効した人に免許はもうあげませんというようなルールをつくりたいのだけれども、それはいろいろ職業選択の自由など、御本人が学んだことの個々人の権利というものもあるので、そういう禁止事項はできないからこそ、こういう形で、その人なら大丈夫ですよということを5人が同時に一致して、もう一回頑張ってもらいましょうと思えるような事案であつたら、再授与できるという余地を残した制度と理解してもいいですか。

藤井教職員課長： 委員のおっしゃるそのとおりでございます。

志々田委員： よく分かりました。

篠田教育長： 他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

本日は以上で、本日の会議の全ての日程を終了いたします。ありがとうございました。